

ID: 1716

担当部署: 健康福祉部 社会福祉課 福祉総務係

<b>処分の概要</b>	生活困窮者住居確保給付金の支給		
<b>法令名 根拠条項</b>	生活困窮者自立支援法 第6条第1項		
<b>法令番号</b>	平成25年法律第105号		
<b>【基準】</b>	<p>法第6条の規定による。</p> <p>(生活困窮者住居確保給付金の支給)</p> <p>第6条 都道府県等は、その設置する福祉事務所の所管区域内に居住地を有する生活困窮者のうち第3条第3項に規定するもの（当該生活困窮者及び当該生活困窮者と同一の世帯に属する者の資産及び収入の状況その他の事情を勘案して厚生労働省令で定めるものに限る。）に対し、生活困窮者住居確保給付金を支給するものとする。</p> <p>2 前項に規定するもののほか、生活困窮者住居確保給付金の額及び支給期間その他生活困窮者住居確保給付金の支給に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。</p>		
<b>標準処理期間</b>	14日		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	平成28年7月1日	<b>最終変更年月日</b>	令和2年7月1日